

自動販売機設置管理業務請負者選定ガイドライン

平成29年3月3日改定

このガイドラインは、「指定管理者施設における自動販売機の設置に係る基本方針」を受け、指定管理者施設において、指定管理者が高槻市長から受けた使用許可に基づき、自動販売機の設置管理等に係る業務（以下「自販機設置等業務」という。）を請け負う者（以下「自販機事業者」という。）を選定する場合に、指定管理者が遵守すべき事項を定める。

1 自販機事業者の選定

指定管理者は、自販機事業者を選定するにあたり、3以上の者から自販機設置等業務の請負に係る見積を徴収し、指定管理者にとって最も有利な条件を提示した者を自販機事業者として選定しなければならない。

また、当該指定管理者施設において、過去に自動販売機の設置実績がある場合には、指定管理者は、施設所管課等から売上等の情報提供を受け、見積の徴収にあたってこれらを開示するなど、有利な契約が締結できるよう努めなくてはならない。

2 行政財産使用許可等に関する申請

指定管理者は、自販機設置等業務を自販機事業者に委託しようとする場合、高槻市長に対して、自主事業の承認にあわせて、行政財産使用許可申請を行う必要がある。これらの手続にあたっては、事前に徴収した見積書のほか、設置しようとする自動販売機の仕様等を添付して、委託しようとする内容を明らかにしなくてはならない。

3 契約の締結

指定管理者は、自販機事業者との業務の委託契約（以下「契約」という。）を締結するにあたっては、徴収した見積書等を添付して選定経過を明らかにする書類を作成して備え付けるとともに、これらを指定期間の終期まで保管し、高槻市長が求めた場合には、速やかに開示しなくてはならない。

4 契約の期間

契約の期間は、高槻市長から受けた行政財産使用許可の期間を超えることができない。

5 契約の条件

指定管理者は、契約を締結するにあたり、高槻市長から行政財産使用許可を受けた際に附属された条件について、自販機事業者に遵守するよう契約書に定めるとともに、その条件を文書により通知しなければならない。

また、設置した自動販売機における売上本数、売上金額等の情報については、指定管理者がこれを把握し、高槻市長が求めた場合には、速やかに提供しなくてはならない。

6 自動販売機の仕様

指定管理者は、別添標準仕様書の内容を満たす自動販売機を設置するものとする。ただし、事前に高槻市長から文書により許可を受けた場合は、この限りでない。

7 必要経費の把握

指定管理者は、自販機設置等業務を行うに際して必要となる電気代等の額を把握するものとする。なお、指定管理者が契約に基づいて電気代等の費用を立て替えた場合は、自販機事業者からその額を徴収する。

8 自販機設置等業務に係る収支報告とその配分

指定管理者は、自販機設置等業務に係る収入及び経費に関しては指定管理料と別に経理するものとする。

また、その内容は年度ごとに取りまとめ、高槻市長に報告するとともに、自販機設置等業務に起因する収益（自販機事業者との契約に基づき納付を受けた額から必要経費を除く額。1円未満切り捨て。）のうち、その10%を高槻市に配分するものとする。なお、必要経費とは、行政財産使用許可手数料や電気代等の実費のほか、契約に要した経費、負担した租税等、当該業務執行にあたり指定管理者が負担した経費をいう。

指定管理者施設に設置する自動販売機の標準仕様書

1 環境対策

- (1) 「24時間消灯」、「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した省エネ機種とすること。
- (2) 地球温暖化係数（GWP）の低い、二酸化炭素（CO₂）又は炭化水素HC、又はハイドロフルオロオレフィン（HF01234yf）等を冷媒として採用した機種とする。
- (3) その他、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成29年2月）の自動販売機の判断基準に適合すること。

2 安全対策

- (1) 転倒防止「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じること。
- (2) 食品衛生「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。また、商品販売に必要な営業許可を受けること。また、契約期間中に取り消されないこと。
- (3) 偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めること。

3 使用済み容器の回収

- (1) 指定管理者の指示する場所に回収ボックスを設置すること。
- (2) 回収ボックスの規格及び管理は次のとおりとすること。
 - ・素材は、プラスチック製又は金属製とすること。
 - ・回収頻度と回収量を考慮して、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な容積及び個数とすること。
 - ・その他収用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図ること。
- (3) 使用済み容器は設置者が回収し、その処理は、容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）など、関係法令に基づいて適切に処理すること。

4 販売品目及び価格

販売品目は、ペットボトル、缶、瓶等密閉式容器による清涼飲料水等の飲料で、国産のものに限る。ただし、ミネラルウォーターについては、高槻市の承認を受けた場合には、国外産のものを認める。酒類、たばこ等の販売は行わないこと。

また、標準小売価格より高い価格で販売しないこと。

5 自動販売機の設置及び管理運営

- (1) 自販機事業者は、自ら自動販売機を管理運営すること。ただし、書面により高槻市の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 自販機事業者は、自ら商品の補充及び変更、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを適切かつ速やかに行うこと。
- (3) 自販機事業者は、自ら消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行うこと。
- (4) 自販機事業者は、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応すること。
- (5) 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、自販機事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記し、連絡先対応可能時間帯以外については、留守番電話等により確実な事後対応を行うこと。
- (6) 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路は、指定管理者の指示に従うこと。

6 必要経費負担のための措置

自販機事業者は、指定管理者が立て替え払いをした光熱水費を負担するにあたっては、原則として、自販機事業者の費用負担により電気使用量等を計測するメーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。以下「子メーター」という）を設置することにより、その使用量を把握すること。

また、光熱水費の負担額は、原則として設置場所が属する指定管理者施設の光熱水費の前年平均単価に子メーターにより把握した使用量を乗じて得るものとし、指定管理者からの指示に従って、この額を期日までに支払うこと。